

○太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

平成29年3月23日条例第14号
改正 平成30年10月29日条例第47号
令和6年3月21日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設等が景観、居住環境、自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等（太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 太陽光又は風力を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設等の用に供する土地の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第6条第1項に規定する施設基準が遵守され、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう市町の意見も踏まえた総合的な調整を行うものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう地域において必要な調整を行うものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）は、関係法令等を遵守するとともに、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力しなければならない。

- 2 設置者は、太陽光発電施設等を設置するに当たり、太陽光発電施設等が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。
- 3 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないよう太陽光発電施設等の適切な管理に努めなければならない。
- 4 設置者は、太陽光発電施設等の廃止後においても、地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。

(設置禁止区域)

第5条の2 次に掲げる土地の区域は、事業区域としてはならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合
 - (2) 前項各号に掲げる土地の区域の変更により事業区域の全部又は一部が同項各号に掲げる土地の区域内にあることとなる前に太陽光発電施設等の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）に着手した場合
(施設基準)

第6条 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

- 2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
 - (2) 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - (3) 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
 - (4) 太陽光発電施設等の設置に係る自然環境の保全に関する事項
 - (5) 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の規定により施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならない。

（事業計画の届出）

第7条 設置者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電施設等（次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するものに限る。第12条、第15条第2項、第16条及び第17条を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、第8条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。

- (1) 太陽光を電気に変換する施設（以下「太陽光発電施設」という。） 事業区域の面積が5,000平方メートル以上
 - (2) 風力を電気に変換する施設 出力が1,500キロワット（環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第2条第3号に規定する特別地域（以下「特別地域」という。）に設置するものにあつては、500キロワット）以上
- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 設置者及び管理者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
 - (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地及び面積
 - (4) 設置工事の設計
 - (5) 太陽光発電施設等の管理の方法（太陽光発電施設等の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)(以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。)をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。

(1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項

(2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)(以下「設置者の氏名等の変更」という。)をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

(1) 第2項第1号又は第5号に掲げる事項

(2) 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項
(設置の許可)

第7条の2 設置者は、次の各号のいずれにも該当する太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(1) 事業区域の面積が5,000平方メートル以上のもの

(2) 事業区域に森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域を含むもの

(3) 設置工事に伴い、事業区域に含まれる民有林において切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、設置工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が第6条第2項第2号に掲げる事項その他の災害の防止に関して必要な基準として知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

4 第1項の許可には防災上必要な条件を付することができる。

5 第2項の申請書を提出した者は、前条第1項の規定による届出をした者とみなす。

(変更の許可)

第7条の3 前条第1項の許可を受けた者は、設置工事の着手予定日等の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第2項の申請書を提出した者は、第7条第3項の規定による届出をした者とみなす。

(設置の許可の取消し等)

第7条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の施行に必要な限度に

において、第7条の2第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条の2第1項又は前条第1項の許可を受けた者
- (2) 第7条の2第4項（前条第3項において準用する場合を含む。）の許可に付した条件に違反している者
- (3) この条例の規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る太陽光発電施設を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る太陽光発電施設を使用する権利を取得した者
（近隣関係者への説明）

第8条 設置者は、第7条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出又は第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の許可の申請をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

（知事の定める法令等の事前手続）

第8条の2 設置者は、森林法第10条の2第1項又は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可の申請その他規則で定める法令等の手続を、第7条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出又は第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の許可の申請をする前に行わなければならない。

（工事完了等の届出）

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第7条第1項の規定による届出をした者は、当該設置工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（増設等工事の届出等）

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「増設等工事」という。）をしようとする場合について準用する。

2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

（廃止の届出）

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域その他太陽光発電施設等

の設置に係る場所に立ち入り、太陽光発電施設等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第13条 知事は、第7条第1項(第7条の2第5項の規定により届出があったとみなされる場合を含む。)、第3項(第7条の3第4項の規定により届出があったとみなされる場合を含む。)、若しくは第4項若しくは第9条(第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が施設基準に適合しないと認めるとき又は第5条の2第1項若しくは第8条の2の規定に違反するときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(勧告及び公表)

第14条 知事は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第9条(第10条第1項において準用する場合を含む。)、又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(3) 事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため必要があると認めるとき。

(4) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(措置命令)

第14条の2 知事は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の許可を受けた設置者又は当該許可に係る太陽光発電施設の管理者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項(第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定に違反して設置工事を行った者に対し、当該設置工事を停止し、太陽光発電施設を撤去し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を

行わなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を行うべきことを命ずることができる。

4 第13条第3項の規定は、前3項の規定による命令について準用する。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）は、太陽光発電施設等の設置等をしようとするときは、第7条及び第9条から第11条までの規定の例により、必要な事項を知事に通知するものとする。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例)

第16条 知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町長の意見を聴いて、第7条、第8条から第11条まで、第13条から前条（第2項を除く。）まで、第19条、第22条及び第23条（これらの規定のうち第7条の2第1項各号のいずれにも該当する太陽光発電施設に係る部分を除く。）の規定が適用される太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を、次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模又は能力の範囲内において別に規則で定めることができる。

(1) 第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等 事業区域の面積が1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

(2) 第7条第1項第2号に掲げる太陽光発電施設等 出力が20キロワット以上1,500キロワット未満（特別地域に設置するものにあつては、20キロワット以上500キロワット未満）

(条例の適用除外)

第17条 太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第14条の2第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の2第1項又は第7条の3第1項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して、太陽光発電施設等を設置した者

(2) 偽りその他不正な手段により第7条の2第1項又は第7条の3第1項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者

(3) 第7条の2第4項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

第21条 第14条の2第3項の規定による知事の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 第7条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又はこれらの届出に添付する近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第19条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、附則第5項から第7項までの規定及び附則第9項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）本則の表83の部の次に同表83の2の部を加える改正規定（同部事務の欄(9)に係る部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

3 第10条第2項（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。

4 第11条（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等の廃止について適用する。

5 設置者又は管理者は、施行日前においても、第7条第1項、第3項又は第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、この条例の規定の適用については、これらの規定による届出をした者とみなす。

6 国等は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、この条例の規定の適用については、同項の規定による通知をした国等とみなす。

7 平成29年9月30日までの間に設置工事又は増設等工事に着手する場合における第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び附則第5項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第8条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない」とあるのは「当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を知事に届け出なければならない」と、第8条第1項中「前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第1項の規定による届出

に係る設置工事に着手する日の30日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とする。

- 8 第22条及び第23条の規定は、平成29年10月1日以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 9 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年10月29日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項(改正後の条例第10条第1項において準用する場合及び改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。)、第10条第2項(改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。)及び第11条(改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。)の規定は、平成31年2月1日以後に設置工事(改正後の条例第7条第1項に規定する設置工事をいう。)又は増設等工事(改正後の条例第10条第1項に規定する増設等工事をいう。)に着手する改正後の条例第7条第1項各号に掲げる太陽光発電施設等について、適用する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和6年3月21日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の2の規定は、令和6年10月1日以後に改正後の条例第7条第1項に規定する設置工事又は改正後の条例第10条第1項に規定する増設等工事(以下「設置工事等」という。)に着手する太陽光発電施設等について、適用する。

- 3 改正後の条例第7条の2第1項、第7条の3第1項、第8条の2及び第9条第2項(改正後の条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第14条第1項(同項第3号に掲げる部分に限る。)及び第14条の2第3項の規定は、令和6年12月1日以後に設置工事等に着手する太陽光発電施設等について、適用する。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)